



県 章

# 滋賀県公報

平成 24 年 ( 2012 年 )  
4 月 20 日  
号 外 ( 1 )  
金 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

## 目 次

### 監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告.....	1
監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告.....	2

## 監 査 委 員 公 告

### 監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき執行した平成23年度を対象年度とする定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成24年4月20日

滋賀県監査委員	山	田	和	廣
"	平	居	新	司
"	山	田		実
"	谷	口	日	出
			夫	

### 監査の結果に関する報告

#### 1 監査執行対象機関名および監査執行年月日

監査執行対象機関名	監査執行年月日
琵琶湖環境科学研究センター	平成24年4月12日
琵琶湖博物館	平成24年4月13日
衛生科学センター	平成24年4月11日
工業技術総合センター	平成24年4月11日
病害虫防除所	平成24年4月13日
農業技術振興センター	平成24年4月13日
畜産技術振興センター	平成24年4月12日
水産試験場	平成24年4月10日

#### 2 監査の結果

##### (1) 指摘事項

###### 水産試験場

職員の不注意により、第2飼育実験棟において水槽用照明器具の過負荷により発火し、水槽1本および配管の一部が焼失したほか窓ガラス等に損傷が発生している。今後は、財産の適切な管理に努められたい。

##### (2) 指導事項

指摘には至らないものの、注意すべきものとして指導した事項は次のとおりである。

###### (ア) 収入関係(1件)

- ・調定もれがあるもの(琵琶湖博物館)

###### (イ) 契約関係(1件)

- ・仕様書の積算誤りがあるもの(琵琶湖博物館)

###### (ウ) 財産関係(4件)

- ・財産の適切な管理を求めたもの(水産試験場)
- ・交通事故等の防止を求めたもの(琵琶湖博物館、工業技術総合センター)

・その他物品の適切な管理を求めたもの ( 水産試験場 )

(3) 留意事項

上記に掲げる事項以外で注意を要するものとした事項は次のとおりである。

(7) 支出関係 ( 1 件 )

・旅費の支給を誤っているもの ( 衛生科学センター )

(4) 上記以外の機関については、財務に関する事務の執行について、特に指摘・指導・留意すべき事項は認められなかった。

-----  
 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法 ( 昭和22年法律第67号 ) 第199条第12項の規定により、知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成24年 4 月20日

滋賀県監査委員	山	田	和	廣
"	平	居	新	司 郎
"	山	田		実
"	谷	口	日	出 夫

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査執行対象機関名	総務部財政課
監査執行年月日	平成23年7月20日
監査結果報告年月日	平成23年11月22日
監査の結果	<p>(7) 普通財産貸付料収入について、平成23年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ720,930円増加し、1,007,934円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。</p> <p>(4) 公有財産譲渡契約に伴う遅延利息において、平成23年5月末日現在、143,407円の収入未済が発生しているため、速やかな収納に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>(7) 当該収入未済は、2件の普通財産貸付料に係るものである。まず、1件目の債務者については、平成20年度下半期分の貸付料に未納が発生して以降、接触できない状態であるが、旧借地法の規定に基づく借地権が存続する間は、借地契約が継続されていると解されることから、平成21年度以降も貸付料の請求を行い、収入未済が発生しているものである。</p> <p>平成23年度においては、民事訴訟法第383条に基づく支払督促を所轄裁判所へ申し立て、貸付料の納付を求めたが、債務者からの納付、相談、督促異議の申立てはなく、平成24年3月2日に支払督促は確定判決と同様の効力を有するに至った。(債務名義を取得した)</p> <p>現在は、債務者との接触に努めつつ、民事執行法に基づく強制執行も視野に入れ、収入未済の早期解消、新規発生への抑止に向けた取組を行っている。</p> <p>また、2件目の債務者については、平成22年9月2日に死亡したことから、平成22年度の貸付料が未納となっており、旧借地法の規定に基づく借地権が存続する間は、借地契約が継続されていると解される。</p> <p>また、債務者の相続人は海外在住で、住所、連絡先等が不明であることから、未払い貸付料の請求、平成23年度貸付料の納入通知を行えない状況が続いている。</p> <p>現在は、所轄裁判所との協議を経て、県内に在住する債務者の親族の協力を得ながら、相続人に関する情報収集を行っている。</p> <p>(4) 当初、債務者は納付方法の相談や一部納付 ( 10,000円 ) に応じるなどしていたが、平成23年6月16日の折衝において残額の納付を明確に拒否したため、県議会平成23年11月定例会の議決を経て、平成24年2月7日に所轄裁判所へ少額訴訟を提起し、3月29日に勝訴判決を得た。</p> <p>現在は、民事執行法に基づく強制執行の申立てを視野に入れた情報収集を行うなど、収入未済の早期解消に向けた取組を行っている。</p>

監査執行対象機関名	琵琶湖環境部循環社会推進課
-----------	---------------

監 査 執 行 年 月 日	平成23年7月25日
監 査 結 果 報 告 年 月 日	平成23年11月22日
監 査 の 結 果	行政代執行に係る弁償金について、平成23年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ92,283,983円増加し、114,752,133円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	本件収入未済は、2件の行政代執行に係る弁償金であり、前年同期に比べて収入未済額が増加しているのは、平成22年度に新たに1件の行政代執行を実施したためである。 平成22年度に行政代執行を行った案件における納付命令の対象者は、法人と元代表取締役の2者である。このうち法人については、現在、破産手続継続中であり、精算を待って残余財産から回収される見込みである。また、元代表取締役については、引き続き財産調査を継続するとともに、平成24年1月から分割納付を受けることとし、平成24年3月末までに3万円を収納することができた。もう一方の案件については、行為者および土地所有者に分割納付誓約書を提出させて、あるいは覚書を締結して債務の履行を求めているところであり、平成24年3月末までに8万円を収納することができた。また、現在服役中の行為者に対しては、平成21年3月に改めて接見し、服役終了後、分割納付の協議と納付の確約を取り付けている。今後も、行為者等に対し鋭意回収に努める。

監 査 執 行 対 象 機 関 名	健康福祉部医務業務課
監 査 執 行 年 月 日	平成23年8月9日
監 査 結 果 報 告 年 月 日	平成23年11月22日
監 査 の 結 果	看護職員修学資金貸付金の償還金等について、平成23年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ1,306,057円増加し、11,898,300円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	長期未納者に対し、文書による督促を実施するとともに、督促に応じない滞納者に対しては、自宅への訪問や保証人への働きかけなどにより収納に努力した結果、平成23年6月から平成24年3月末までに1,859,146円を収納することができた。 また、新たな収納未済の発生防止については、延滞発生後、速やかに電話・文書による督促を行うほか、督促に応じない場合には早期に戸別訪問を実施するなど、きめ細かな返還指導を実施し、新たな収入未済の発生防止に努めてまいりたい。

監 査 執 行 対 象 機 関 名	健康福祉部子ども・青少年局
監 査 執 行 年 月 日	平成23年8月9日
監 査 結 果 報 告 年 月 日	平成23年11月22日
監 査 の 結 果	母子福祉資金貸付金の償還金等について、平成23年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ1,795,729円増加し、38,293,467円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	母子福祉資金貸付金の償還等については、貸付制度利用者の公平性の確保のためにも完納をめざし、電話・文書による督促や、自宅訪問などによる償還指導を強化した結果、平成23年8月から平成24年3月末までに2,204,703円を収納した。 併せて、確実な収納を図るため、口座振替による償還を推進しているほか、分納による計画的・定期的償還の推奨や、保証人による償還促進を図るとともに、新たな収入未済発生時には、その初期において、母子自立支援員と連携し、早期の対応を図るなど収入未済の発生防止に努めている。 また、新たな未収金対策として、平成24年度から貸付金の整理・回収業務を弁護士に委託することとした。

監 査 執 行 対 象 機 関 名	商工観光労働部商工政策課
-------------------	--------------

監 査 執 行 年 月 日	平成23年 8 月11日
監 査 結 果 報 告 年 月 日	平成23年11月22日
監 査 の 結 果	<p>中小企業不況業種対策特別金融措置損失補償金等において、期限を超えた申請書により支出したため、2,103,390円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>当該監査の結果に基づき講じた措置の内容</p> <p>中小企業不況業種対策特別金融措置損失補償金等の過払いについては、戻入手続きを行い、平成23年 9 月 1 日に全額返還されている。</p> <p>今後は、交付申請書類に資金の種別を明記するよう義務づけ、請求期日を明確にするとともに、対象経費の確認をより一層厳密に行い、交付団体への現地調査も実施することで、再発防止に努める。</p>

監 査 執 行 対 象 機 関 名	農政水産部農政課
監 査 執 行 年 月 日	平成23年 8 月 3 日
監 査 結 果 報 告 年 月 日	平成23年11月22日
監 査 の 結 果	<p>農業改良資金貸付金の償還金について、平成23年 5 月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ757,597円増加し、29,005,783円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。</p> <p>当該監査の結果に基づき講じた措置の内容</p> <p>収入未済額の収納については、各農業農村振興事務所農産普及課と連携し、債務者および連帯保証人に対して電話や面談により、継続的な督促を行っている。この結果、延滞のある債務者 7 名のうち、5 名について分割であるが収納を確保できることとなった。</p> <p>これらの取組により、平成24年 3 月16日時点で4,459,923円を収納した。今後も関係機関と連携し、経営状況や償還状況を見極めながら督促を行い、引き続き早期回収に努める。</p> <p>次に、新たな収納未済の発生防止については、延滞発生時にできるだけ早く債務者に面談し経営状況や延滞の原因の把握に努め、それを踏まえ、農業技術振興センターや各農業農村振興事務所農産普及課と連携し経営改善のため適切な指導、助言を行う。また、連帯保証人とも連絡を密にし、約定の償還が行われるよう対応してまいりたい。</p>

監 査 執 行 対 象 機 関 名	教育委員会事務局学校教育課
監 査 執 行 年 月 日	平成23年 7 月27日
監 査 結 果 報 告 年 月 日	平成23年11月22日
監 査 の 結 果	<p>高等学校奨学資金貸付金の償還金について、平成23年 5 月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ18,264,551円増加し、105,171,046円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。</p> <p>当該監査の結果に基づき講じた措置の内容</p> <p>平成23年度は、グループリーダー 1 名 ( 学事担当グループリーダー兼務 )、正規職員 1 名 ( 学事担当兼務 )、非常勤嘱託員 3 名の合計 5 名からなる奨学金担当により、電話、書面、訪問による催告を実施した。</p> <p>その結果、繰越滞納分については、12,474,762円 ( 平成24年 3 月31日現在 ) を回収し、その収納率は11.9%となり前年度末の収納率より1.4ポイント上昇した。</p> <p>しかしながら、近年の貸与者数の増加に加え、経済状況の悪化もあいまって、返還が困難となる者の数が急増している。</p> <p>今後も引き続き、早期に収入未済の解消を図るとともに、貸付時や貸付終了時において、奨学生に債務者として返還義務があることを周知して返還意識の向上を図ることとする。</p>

監 査 執 行 対 象 機 関 名	教育委員会事務局人権教育課
監 査 執 行 年 月 日	平成23年 7 月28日
監 査 結 果 報 告 年 月 日	平成23年11月22日
監 査 の 結 果	

地域改善対策修学奨励資金貸付金の償還金等について、平成23年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ8,026,733円増加し、75,946,028円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

収納促進については、関係市町教育委員会を訪問し個々の債務者の実情に照らした、継続的な返還指導について引き続き依頼した。

債務者に対しては、文書による督促や電話等による説明を行い、また、返還が困難な者にはその事情に応じて分割納付の指導などを行った結果、平成24年3月末日現在で3,337,054円を収納した。

また、新たな収入未済の発生防止に向けては、機会あるごとに返還義務があることについて周知に努め、適切かつ無理のない返還計画が作成されるよう、関係市町教育委員会を通じ個別指導に努めた。

監査執行対象機関名 男女共同参画センター

監査執行年月日 平成24年3月1日

監査結果報告年月日 平成24年3月22日

監査の結果

自動販売機の設置に係る電気使用料について、124,618円が調定されていない事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

調定が遅れていた自動販売機設置2業者への電気使用料については、調定手続きを行い、平成24年3月5日に完納された。

なお、今後の電気使用料の調定については、電気事業者からの料金請求に基づく支払いと同時に調定の手続きを行うなど、速やかな事務処理により処理もれの防止に努める。

監査執行対象機関名 高等技術専門学校

監査執行年月日 平成24年2月8日

監査結果報告年月日 平成24年3月22日

監査の結果

自動販売機の設置に係る納付金について、652,999円が調定されていない事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

自動販売機設置に伴う納付金について、652,999円の調定措置を行い、平成24年1月30日に完納した。

今後は調定もれの再発防止に向けて、事務の進行管理および確認を徹底し、適正時期の事務処理に努める。

監査の結果に付した意見に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査結果報告年月日 平成23年11月22日

監査の意見

(1) 情報セキュリティ対策とバックアップ体制について

昨今、民間企業をはじめ国会や中央省庁を狙ったサイバー攻撃が続発しており、本県で運用している行政情報ネットワークに接続された職員用パソコンにおいても、平成22年度ではウイルスの感染が19件発生し、また、ウイルス付きメールが7,000件近く検出されている。そのため、セキュリティ対策として、侵入検知システムなどの技術面の強化だけでなく職員研修等の人的対策の強化にも取り組まれている。

県行政を支える基盤としての情報システムの円滑な運用管理を行うため、コンピュータウイルスや情報漏洩等のセキュリティ対策、また、本年3月に発生した大震災等の災害発生に備えたデータのバックアップ体制などについて、万全を期されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(総合政策部情報政策課)

サイバー攻撃の悪質化、巧妙化が進む現状を踏まえ、改めて職員向けに情報活用への心構えおよび利用する端末への技術的対応について周知を図るとともに、全職員を対象としたe-ラーニングを実施し、日々の取組の点検を通じて人的対応の重要性について啓発を行った。

不正アクセス、コンピュータウイルスなどへの技術的対応は、引き続き状況に応じた水準の対策に取り組んでいく予定である。

大規模災害時の対策については、堅牢でセキュリティ対策を有する民間データセンターの利用を平成16年度より開始しており、今後も業務継続に必要なシステムについて更新等をとらえ順次移行を進めていくこととしている。また、業務の継続や早期復旧に備えたバックアップなどについては、今後、各業務の業務継続計画等に即した適切な措置が図られるよう、取組方針を整理し周知を図っていく。

監査結果報告年月日	平成23年11月22日
-----------	-------------

監査の意見
-------

(2) 組織目標について

限られた経営資源の有効活用と県庁力の最大化を目指して組織目標の取組が進められているが、全体的な印象として、形式的な取組にとどまっており、困難な課題に組織が一丸となって挑戦しようという迫力、気迫が感じられない。

例えば、目標（どんな状態を目指すのか）と目標値（どこまで達成するのか）との関連性が高くないと思われるものや、容易に達成できると考えられる目標値を設定している例が見受けられる。

組織目標はある程度高めの目標値を設定しないと、組織全体の活性化や成果を高めることにつながらな

いと考えられる。  
ついでには、組織目標の趣旨、目的を再確認したうえで、職員の意欲やチャレンジ精神を一層喚起し、県庁力の最大化に資するものとなるよう、不断の工夫改善に努められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容
---------------------

( 総務部経営企画・協働推進室 )

組織目標の実施にあたっては、組織目標の趣旨、目的をはじめ、目標の設定や評価について定めた実施要領を毎年度制定している。

平成24年度実施要領においては、監査意見を踏まえ、目標の設定にあたって「職員の意欲やチャレンジ精神を喚起するものとなるよう留意する」旨を加えることにより、注意喚起を促した。

また、各部局に対し組織目標の実施について通知する際に、より適切な運用が図られるよう上記実施要領に併せて目標設定等に関するQ & Aを添付した。

さらに、庁内各部局の幹事課長により構成される県政経営幹事会議等の庁内会議において組織目標の趣旨、目的を確認したうえで、目標設定方法等について改めて説明した。

監査結果報告年月日	平成23年11月22日
-----------	-------------

監査の意見
-------

(3) 獣害対策について

現在、琵琶湖環境部および農政水産部において獣害対策を実施されているが、野生獣による農作物被害は、依然として減少せず、対策の成果が十分であるとはいえない状況であり、本年8月にも、関係地方機関に対し「各機関が有機的に連携し、一体的な取組を進めることにより成果を上げるよう」意見を述べたところである。

そこで、獣害対策の実施にあたっては、特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整や有害鳥獣捕獲を集中的に実施するといった方法の検討や、県による指導者の育成制度について検討されたい。また、集落ぐるみによる農地管理をより一層推進することについても併せて検討されたい。

今後も、県の関係部局がより連携を強化するとともに市町との連携も図り、県の役割を最大限に発揮して獣害対策に成果を上げられるよう努められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容
---------------------

( 琵琶湖環境部森林保全課 )

平成24年度からは、関係部局との連携と地域の主体的な取組の支援を図るため、鳥獣被害対策本部を設置し、更に、森林政策課内に鳥獣対策室を配置することにより、二ホンジカ等の生息域における効果的な対策を進めようとしているところである。

なお、森林保全課においては、これまで植栽木に対する被害防止を目的とする獣害対策を担ってきたところであるが、山地災害の懸念など、林地被害の状況が深刻となってきたなど、生息域における森林の保全対策が重要となっている。そのため、今後も、生物多様性豊かな森林整備を推進するなど、二ホンジカの生息域における森林環境整備についての役割を担っていくこととしている。

( 琵琶湖環境部自然環境保全課 )

野生獣による農作物等被害対策は「農地管理」、「生息環境管理」、「個体数管理」を最適な形で組み合わせ、総合的に推進を図ることが不可欠である。

自然環境保全課では、特定鳥獣保護管理計画を策定し、ニホンジカ、ニホンザル、カワウ等の「個体数調整」を担っているところである。

しかし、部局間の連携や被害現場での対応の面で十分とはいえない状況にあったと認識している。

そのため、主に3つの点で改善を図ることとしている。

一つ目は、部局間の連携の強化。平成24年度からは、新たに本部組織を設置し、琵琶湖環境部と農政水産部だけでなく、関係各課が集まり、獣害対策を総合的に見渡した対策を推進することとしたい。

二つ目は、対策の実施体制の強化。特に被害が大きいニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、カワウの個体数調整を進めるため、森林政策課内に、新たに「鳥獣対策室」を設置する。

三つ目は、被害の現場での対応の強化。最も被害が深刻なニホンジカ対策を推進するため、シカが生息する森林を担当する森林整備事務所も加わってもらうこととする。

いずれにしても、獣害対策は市町や猟友会、地元集落に重要な役割を担っていただいていることから、これまで以上にしっかりと連携を取って、獣害対策に取り組んでいく。

(農政水産部農業経営課)

野生獣による農作物等被害対策は「農地管理」、「生息環境管理」、「捕獲」の総合的な推進が不可欠であり、主に農業経営課では、侵入防止柵の整備や追い払い等の「農地管理」を担っているところである。

「農地管理」の推進に当たっては、個々に止まりがちな取組を集落等のまとまりをもった単位で実施されるよう進めており、平成24年3月現在までに、県内で被害が発生している564集落のうち158集落において集落ぐるみによる被害対策が実践され、一定の成果が現れている。

今後も、関係市町の被害防止計画に基づく取り組みと連携しながら、集落の主体的な被害防止活動を強力に進めることとし、その中心となるリーダーの育成や被害に応じた適切な活動の実践に向けた支援を引き続き行うこととしている。

さらに、平成24年4月には、琵琶湖環境部と農政水産部を中心に、関係部署の連携強化を図る目的で、「滋賀県鳥獣被害対策本部」を設置し、県としてより一層の専門性の発揮や広域的な視点に立った獣害対策の推進に努める。

監査結果報告年月日	平成23年11月22日
監査の意見	
(4) 障害者の一般就労に向けた取組について	
	<p>「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、県内に本社を有する56人以上の規模の企業は、障害者を従業員の1.8%（法定雇用率）以上雇用しなければならないことになっているが、県内企業の雇用率は、平成18年の1.70%から平成22年には1.69%と低下しており、滋賀県基本構想に掲げる成果指標の「障害のある人の法定雇用率達成企業割合」においても、平成22年度目標の65%に対し、実績は56.5%となっている。</p> <p>雇用環境が厳しい中ではあるが、障害者が労働により所得を得て経済的に自立し、住み慣れた地域で安定した生活を送ることができるよう、県の労働、福祉、教育など関係部署をはじめ国の関係機関とも連携を強め、障害者の一般就労に向けた取組の一層の強化に努められたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	
	<p>(健康福祉部障害者自立支援課、商工観光労働部労働雇用政策課、教育委員会事務局学校教育課)</p> <p>障害者の一般就労については、国および県が連携して推進することとされており、県においても福祉、労働雇用、教育分野等が連携を図り、部局横断的な施策を展開している。</p> <p>具体的には、中小企業等における障害者雇用の促進を図るため、平成23年10月に滋賀労働局をはじめ、企業、労働、教育、福祉等の関係者で構成する「滋賀県障害者雇用促進検討会議」を設置し、労働雇用政策の観点から障害者施策の検討・協議を行うほか、福祉から一般就労への移行を促進するため、平成24年1月に相談支援機関等で構成する滋賀県障害者自立支援協議会に「福祉・就労・教育連携委員会」を設置し、職業教育や就労支援、進路の確保などを効果的に実施するための情報交換を行うこととしている。</p> <p>今後も、関係機関が課題を共有してより一層の連携を図り、障害者の一般就労に向けた取組の強化に努める。</p>
監査結果報告年月日	平成23年11月22日
監査の意見	

## (5) 医師の確保について

人口の急速な高齢化が進む中、安心して良質な医療を受けたいという県民のニーズは、県政世論調査の結果を見ても極めて高いものがある。

深刻な医師不足に対しては、平成19年度から取り組まれた県の医師確保総合対策事業等により、平成23年8月時点の病院勤務常勤医師数は、県全体（滋賀医大を除く）で、平成15年度比91名の増となり、一定の改善が図られたところであるが、なお地域ごとの偏在や診療科による偏在が認められ、本県の医療提供体制は万全とは言い難い。

このため、滋賀県地域医療再生臨時特例基金の有効活用などにより、引き続き医師確保に取り組むとともに、看護師等を含めた医療提供体制の一層の充実に努められたい。

## 当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

## (健康福祉部医務業務課)

医師・看護師の確保については、医師確保総合対策事業・看護職員確保対策事業や滋賀県地域医療再生計画に基づき、引き続き多方面からの取組を進めている。特に医師の確保については、奨学金制度により産科など不足する診療科や医師不足地域へ派遣する医師を確保するとともに、大学との連携により、産科医や地域医療に従事する医師の養成に努めている。

監査結果報告年月日	平成23年11月22日
-----------	-------------

## 監査の意見

## (6) 国の緊急雇用対策事業終了後の対応について

平成20年度末から国の緊急雇用対策事業が実施され、本県ではつなぎ雇用の緊急雇用創出特別推進事業では、およそ1万人以上の雇用の創出が見込まれ、また、ふるさと雇用再生特別推進事業では100人以上が正規雇用されるなど一定の成果が認められた。

しかし、介護、医療、環境・エネルギーなどの重点分野雇用創造事業等を除いては本年度で事業期間が終了するが、県の財政事情も一段と厳しさを増していくことを踏まえると、国負担の事業を県事業として安易に継続することは困難であると考えられる。

そこで、終了後の対応に当たっては、ハローワーク等関係機関との連携を図り、必要な求人の確保に努めるとともに、失業者等の就職・生活相談体制の確保に万全を期されたい。

## 当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

## (商工観光労働部労働雇用政策課)

国の緊急雇用対策事業については、この間の国への要望により、事業の一部が平成24年度まで延長されたことから、引き続き、国の基金を積極的に活用し、市町の協力を得ながら雇用の確保を図ることとした。

国の基金事業の終了後の対応については、県では、基本構想の8つの重点テーマの一つに「働く場への橋架けプロジェクト」を位置づけ、若者、女性、障害のある人、高齢者、外国人を含め、誰もが多様な働く場に参画でき、力を発揮できる環境整備に取り組むこととし、昨年10月19日に滋賀マザーズジョブステーションを、また、本年3月19日におうみ若者未来サポートセンターを開設し、求職者総合支援センターや障害者働き・暮らし応援センターといった支援機関とあわせて、就業・相談支援体制を確保したところである。

こうした支援機関を中心に、中小企業等における潜在的求人の掘り起こしに努めるとともに、ハローワーク等の関係機関と連携を図り、求人の確保や就労・生活支援に努めていく。

監査結果報告年月日	平成23年11月22日
-----------	-------------

## 監査の意見

## (7) 漁業協同組合に対する経営指導の方向性について

本県においては、水産資源の減少、さらに外来魚やカワウによる被害、水草の異常繁茂など漁場環境の悪化が進み、漁獲不振、価格の低迷、湖魚の需要減少などにより漁業生産額は年々減少傾向にあり、また、漁業従事者が減少するとともに高齢化が進行している状況にある。

こうした水産業を取り巻く厳しい環境の中で、県では外来魚駆除をはじめカワウ対策事業の実施を通じて、県漁業協同組合連合会に補助金を交付しているが、今後、水産業の振興のためには漁獲高を増やし、漁業者の経営意欲の向上を図ることが極めて重要と考える。

そこで、県漁業協同組合連合会および各漁業協同組合に対する経営指導の方向性として、産業としての自立に視点を置くとともに、漁業者個々の経営意欲の向上につながる有効な施策の実施に取り組まれたい。

## 当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(農政水産部水産課)

従来からの漁場改善、種苗放流、資源管理、カワウや外来魚の駆除といった取組により、近年ではニゴロブナやホンモロコなどの漁獲が増加するなど、琵琶湖漁業は好転傾向にある。

この機をとらえ、滋賀県では、県漁業協同組合連合会が新規に導入する最新の冷凍機器を用いたピワマスやホンモロコの安定出荷体制整備事業に対して支援するほか、ホンモロコの産卵繁殖場として重要な伊庭内湖周辺での漁業者の合意によるホンモロコ禁漁期の設定、さらには船上や漁港での氷冷、内臓処理など漁獲物の鮮度保持の徹底、新規加工品開発や流通経路開拓等の流通改善対策といった漁業者等が自主的に実施する取組に対して積極的に支援し、漁業者の経営意欲の向上や後継者の育成に努めてまいりたい。

監査結果報告年月日 平成23年11月22日

## 監査の意見

## (8) 土砂災害警戒区域等の指定の早期化について

県内には、がけ崩れや土石流などが発生するおそれのある土砂災害危険箇所が4,910箇所あるが、土砂災害警戒区域等の指定は約3分の2にとどまっている。

先般の台風12号の大雨による大規模な土砂災害が発生した和歌山県では、多くの箇所で警戒区域の指定がされないうちに土砂災害が発生しており、その危険性を広く県民に周知する意味からも、土砂災害警戒区域等の早急な指定が必要である。

そこで、指定に必要な基礎調査が未実施の箇所には基礎調査を、さらに、調査済みの場合は指定手続きを早めるなど、土砂災害から県民の生命を守るために必要な対策に一層努められたい。

## 当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(土木交通部砂防課)

平成23年度は、基礎調査を新たに150箇所実施し、また、調査済み箇所について課題整理を実施するなどし223箇所の区域指定を行った。この結果、県内の全危険箇所数に対し、それぞれ78.6%、68.3%の達成率となった。

なお、近年県内では土砂災害の発生による人的被害は発生していないが、多発する集中豪雨等により土砂災害による人的被害が発生する危険性はむしろ高まる傾向さえある。このため、次年度の基礎調査費用は本年度の1.3倍を確保し、区域指定の早期完了に努めることとした。

監査結果報告年月日 平成23年11月22日

## 監査の意見

## (9) 学力・体力向上のための戦略強化について

平成22年度に実施された全国体力・運動能力等調査によると、本県の小学校5年生の体力・運動能力の総合平均値は全国平均を下回っており、また、同年度に実施された全国学力・学習状況調査でも小学6年生の算数、国語の平均正答率が全国平均を下回る残念な結果となっている。

滋賀の次代を担う子ども達の学力・体力向上は誠に重要と考えられることから、全国の上位を目指して、文武両道を備えた子ども達の育成に戦略的に取り組まれたい。

## 当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(教育委員会事務局学校教育課)

県内全ての小・中学校では、全国学力・学習状況調査の結果で明らかとなった学力の課題を解決するために、学習指導の改善や、家庭との連携方法等をまとめた「我が校の学力向上策」を作成し、実践している。

また、県教育委員会では、学校教育課と総合教育センターが連携して、各校の学力向上の取組を支援する「滋賀県学校改善アクションプラン推進協議会」を設置し、児童生徒の考える力や表現する力を高める事業を推進するとともに、その取組をまとめ、冊子やホームページにより県内に発信している。

今後も、全国学力・学習状況調査の結果等をもとに、本県の児童生徒の課題を分析し、学習指導要領の趣旨を生かした学力向上となるよう、市町教育委員会と連携しながら取組の充実に努めたい。

(教育委員会事務局スポーツ健康課)

本県の体力・運動能力は全国平均を下回る状況であることから、「小学校5年生の体力・運動能力値が、全国平均値以上になること」を教育委員会の組織目標として、学校体育の充実を図ってきた。

特に、平成23年度からは、新体力テスト(握力・50m走など8種目)を小学校も全学年で実施することによ

り学校の実態把握と課題を明確にするように指導するとともに、各学校に体力向上委員会を設置し、児童の実態に応じた体力向上プランの実践に努めるよう働きかけている。

さらに、新体力テストを受けた児童・生徒全員に認定証・記録証を配付することにより、運動に対する意欲や関心の高揚に努めてきた。

今後も、上記の取組を継続するとともに、より一層、市町教育委員会との連携を深める中で、体育授業の充実を図る教師用資料「げんきな湖っ子プログラム ( DVD H21 ~ 23 < 3 部作 > )」の有効活用を進め、児童の体力向上に努めたい。

監査結果報告年月日	平成23年11月22日
-----------	-------------

監査の意見	
-------	--

(10) 社会の仕組みを学ぶ教育環境づくりについて

若者が、社会人として生活していくうえで、年金や税金をはじめとした「社会の仕組み」を学ぶことは大変重要である。

県では、例えば、県税のあらましを解説した「わたしたちの県税」を副読本として高校に配付しているが、残念ながら、学校での利用率は低い状況にある。

そこで、税だけでなく、医療保険、年金、消費生活など社会生活の基本を早い時期から習得させるために、副読本を有効に活用するなど工夫を凝らし、高校生がしっかりと学べるような教育環境づくりに取り組まれない。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	
---------------------	--

(教育委員会事務局学校教育課)

教科「公民」においては、税の意義や役割について理解させることで、経済活動のあり方と福祉の向上との関連を考察させ、現代社会の課題を、医療、介護、年金などの保険制度等を通して理解させるようにしている。また、教科「家庭」においては、生涯にわたる生活経済や多重債務等の深刻な消費者問題、生活と環境との関わりなどを科学的に理解させるとともに、社会の一員として生活を創造する意志決定能力を習得させることを重視している。

今後、さらに学習指導要領の趣旨を徹底するとともに、副読本を有効に活用し、高校生がしっかりと学べるような教育環境づくりを進めていくこととする。

監査結果報告年月日	平成23年11月22日
-----------	-------------

監査の意見	
-------	--

(11) 今後の生涯学習の方向性について

生涯学習に関する事業として、県では学習機会・情報提供のための事業や家庭・地域の教育力の向上のための事業など、多岐にわたって取り組まれているが、県と市町がそれぞれ取り組むべき事業の整理・分担や学校教育との連携がどのように図られているか分かりづらい面が見受けられる。

平成23年3月には「滋賀の生涯学習社会づくり基本構想」が策定されたところであるが、その推進に当たっては、限られた教育資源の有効活用の観点からも、特に市町との役割分担や学校等との連携に留意しつつ取り組みを進められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	
---------------------	--

(教育委員会事務局生涯学習課)

生涯学習に関する事業については、市町では公民館等における身近な学習機会の提供等を中心に行われているのに対し、県では、地域の多様な学習機関が連携して実施する「淡海生涯カレッジ」をはじめ、「子ども読書学習講座」、「自然体験活動指導者養成」等の広域的かつ専門的な学習機会の提供や人材育成を進めるとともに、滋賀県学習情報提供システム「におねっと」により県内の学習情報を一元化して提供するなど、役割分担にも配慮しつつ事業を推進している。

また、学校教育との連携については、「しが学校支援センター」での連携授業のコーディネートや「学校支援地域本部事業」等を通じて、豊富な知識や経験をもつ地域の人々や企業、団体・NPO等が学校を支援する仕組みづくりを推進している。

平成23年3月策定の基本構想では、「まなぶ」ことと「いかす」ことに加え「つながる」ことを重要な柱として位置づけており、出来るだけ現場へ足を運ぶ等、各市町や学校との連絡・連携をより一層密にしつつ、滋賀の生涯学習社会づくりの一層の推進を図ることとしたい。